



▲ 障がい者のための国際シンボルマーク

12月3日(金)～9日(木)は「障害者週間」です

「障害者週間」は、平成16年の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が自らが社会活動などに積極的に参加する意欲を高めることを目的として、設けられています。

現在、高浜市内でも、多くの障がいのある方が、働くことを含め、希望を持っていきいきと日中活動に取り組むなど、地域社会の一員として活躍しています。

高浜市においても、福祉教育の充実や、交流の場の創出など、障がいのある方と市民の皆さんが、互いに理解し合い、認め合い、思いやりをもつ地域共生のまちづくりに取り組んでいます。

ぜひ、この機会に障がい者問題などについて関心を持ち、何ができるかみなで一緒に考えていきましょう。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ
052-69071

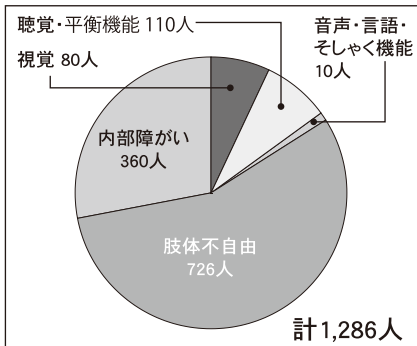
障害者とは…

障害者とは、身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人のことを言います。(障害者基本法より)

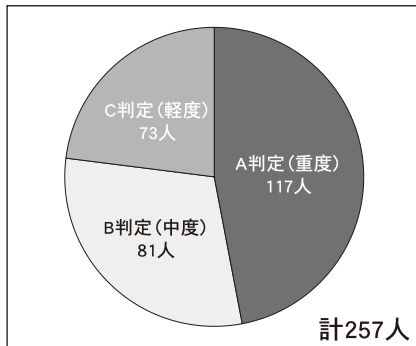
◎高浜市内の障害者の人数(平成22年11月1日現在)

身体障害	知的障害	精神障害
視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由と内部機能(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫)に障害がある人	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障があるために、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人	統合失調症、精神作用物質(アルコールや薬物)による急性中毒又はその依存症、その他の精神疾患がある人

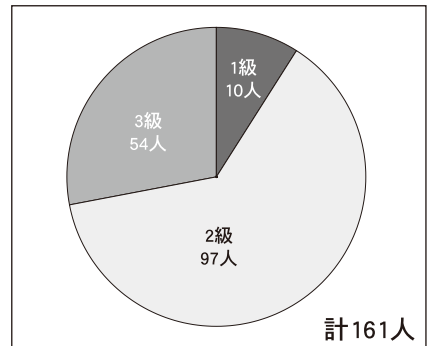
◆身体障害者手帳交付者数



◆療育手帳交付者数



◆精神障害者保健福祉手帳交付者数



発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現し、日常生活や社会生活に制限を受ける状態にある人